

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改 正 後	改 正 前
(業務の代理又は事務の代行)	(業務の代理又は事務の代行)
第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。	第五十一条 「同上」
〔一・四 略〕	〔一・四 同上〕 〔号を加える。〕
四の二 電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十二条項（定義）に規定する電子決済手段等取引業者（同法第六十二条の八第二項（電子決済手段を発行する者に関する特例）の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる同条第一項に規定する発行者を含む。）をいう。第五十二条の十三の二十七第三号において同じ。）が行う同法第二条第十一項（定義）に規定する電子決済手段関連業務（同条第十項に規定する電子決済手段の管理に係る業務を除く。）の媒介	〔五・七 略〕
(禁止行為)	(禁止行為)
第五十二条の十三の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。	第五十二条の十三の二十七 「同上」
〔一・二 略〕	〔一・二 同上〕
三 暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締	三 暗号等資産関連有価証券の信託を内容とする特定信託契約の締

結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関して広告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条（特定投資家への告知義務）に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号等資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）

を業として行う者に限る。）、暗号資産交換業者（資金決済に
関する法律第二条第十六項（定義）に規定する暗号資産交換業者
又は同条第十七項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいう。）及
び電子決済手段等取引業者等（電子決済手段等取引業者又は同条
第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、金融商
品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵
省令第十四号）第二十一条の二（暗号等資産の範囲）に定めるも
のに係る同法第二条第十一項（定義）に規定する電子決済手段関
連業務を行う者に限る。）を除く。次号において同じ。）に対
し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第五十二条の十三
の二十第四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示
をする行為

〔四・五略〕

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二

法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔四·五 同上〕

（保険会社の子会社の範囲等

第五十六条の二
〔同上〕

二項の規定により当該電子決済手段等取引業者とみなされる同条第一項に規定する発行者を含む。）又は同法第二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第二十一条の二に定めるものに係る同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務を行う者に限る。）を除く。次号において同じ。）に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第五十二条の十三の二十第四号及び第六号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う当該特定信託契約の締結の業務に関する廣告等をするに際し、顧客（金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいい、暗号等資産に関する金融商品取引行為（同条に規定する金融商品取引行為をいう。）を業として行う者に限る。）、

<p>〔一～三十四の二の三 略〕</p> <p>〔三十四の二の四 資金決済に関する法律第二条第十八項（定義）に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業（同項に規定する暗号資産仲介行為に係る業務に限る。）〕</p> <p>〔三十四の三～四十七 略〕</p> <p>〔3～6 略〕</p>	<p>〔一～三十四の二の三 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔三十四の三～四十七 同上〕</p> <p>〔3～6 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	